

「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の事前確認」必要書類

1. 2019年1月～3月及び2020年1月～3月までをその期間に含む全ての確定申告書 ※1

- 例) 個人事業者等 ⇒ 2019年、2020年の確定申告書
中小法人等(3月決算) ⇒ 2018年度(2018/4/1～2019/3/31)
2019年度(2019/4/1～2020/3/31)
2020年度(2020/4/1～2021/3/31) ※2
- すべての
確定申告書

※1 確定申告書別表一の控え

法人事業概況説明書の控え(両面)

※2 原則は2020年度確定申告完了後に事前確認を行うが、合理的な事由で事前確認までに提出できない場合(3月決算の法人が4月に事前確認を求めてくるようなケース)は、税理士の署名のある事業収入を証明する書類(合計残高試算表など)で代替可能。

依頼できる税理士がない場合は、収入を客観的に確認できる資料(売上台帳など)で事前確認作業を進めるが、本申請までには2020年度の確定申告を完了しておく。また、2月決算の法人はできるだけ2020年度の確定申告が終わってから事前確認をするのが望ましい。

※3 確定申告書には税務署の收受日付印が必要。

e-TAX申請をした場合は受付日時が印字されているもの(受付日時が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を併せて提出。

※4 ※3のいずれもない場合は、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」を併せて提出。

※5 ※4のいずれもない場合は、提出する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」が必要。

2. 【法人のみ】履歴事項全部証明書(申請時から3か月以内に発行されたもの)

3. 申請者本人の確認資料

例) 運転免許証(両)・マイナンバーカード(表)・写真付住民基本台帳(表)・在留カード・
特別永住者証明書・外国人登録証明書・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健・福祉手帳・
住民票+パスポート・住民票+各種健康保険証

○法人…代表取締役のもの

※ 代表取締役から委任を受けた場合は受任者本人のみの確認資料。

○個人事業者…個人事業者のもの

※ 個人事業者から委任を受けた場合は、事業者本人のもの(写)と受任者のもの。

4. 2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類

例) 売上台帳・請求書・領収書・レシート控え

5. 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳(当座預金取引の場合は当座預金照合表)

※ 複数行、複数種目(普通預金と当座預金)で取引している場合はそのすべて。

※ ネットバンキングを利用している場合は、取引明細をプリントアウトしたもの。

6. 代表者又は個人事業者等本人が自署した「宣誓・同意書」

7. 申請ID番号が記載されたメールやSMSが確認できるもの

例) メールやSNSに送られてきたIDをプリントアウトしたもの
事業者とIDが確認できるスクリーンショット

8. 委任状(様式をHPに別途添付)

※ 委任受任関係や委任事項が記載されたものであれば様式は問わない。但し、受任者は従業員までとする。